

川島桶川資源循環組合職員の職名に関する規則

令和7年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、川島桶川資源循環組合職員定数条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第8号）第2条第1項第1号に規定する管理者の事務部局の職員（以下「職員」という。）の種類及び職名に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 職員の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職名)

第3条 職員の職名は、局長、会計管理者、次長、課長、課長補佐、係長、主査、主任、主事及び技師とする。

(その他)

第4条 法令その他特別の定めがあるもので、管理者が必要と認められるものについては、前条に規定する職名のほか、別の職名を用いることができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。